

給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学)について

1. 継続支給の対象者と、継続支給が認められる要件

※裏面もご確認ください※

対象者	継続支給が認められる要件	支給期間
<編入学> 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了し、大学に編入学した者	① 学校教育法に定める編入学制度に基づいて編入学したこと(大学の専攻科・別科へ編入学した場合は支援対象となりません。) ② 編入学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなってから、編入学をした日までの間が 1年以内 であること。	編入学・認定専攻科進学後学校の正規の修業年限まで ※支給期間は、編入学前の学校・転出校において給付奨学金を支給された期間と通算して、 72か月 を上限とします。
<編入学> 専修学校以外の大学等で本機構の給付奨学生であった者で、卒業せずに、2年制課程以上の専修学校専門課程の2年次以上に入学した者	① 当該専修学校に入学前の学校を卒業・修了していないこと ② 当該専修学校に入学前の学校に在学しなくなってから 1年以内 の入学(2年次以上への入学に限る。)であること	
<編入学> 同一学校内・同一学校種間において、通学課程から通信課程へ又は通信課程から通学課程へ転学部(科)・転学した者	転学部(科)又は転学の要件を満たしていること(要件については学校に確認してください)。 ※転出校と転入校が同一学校種であり、共に通信課程である転学部(科)・転学の場合は、別様式による手続きが必要になります。	
<認定専攻科進学> 短期大学・高等専門学校4～5年生で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了した者	① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(認定専攻科)への進学であること ② 認定専攻科進学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなってから、認定専攻科進学をした日までの間が 1年以内 であること。	

(※) 上記の「対象者」及び「継続支給が認められる要件」を満たさない者、支給期間の上限を超えている者は、本様式(給付奨学金継続願)での申込みも、新規申込みもできません。

(※) 編入学前・進学前の大学等における学業成績が「**廃止**」相当の者は、**本様式(給付奨学金継続願)での申込みも、新規申込みもできません。**ただし、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる者、適格認定(学業)において警告が連続した者の再支援(経過措置)に該当する者は除きますので、該当する可能性のある場合は学校に申し出のうえ、取扱いについて確認してください。

2. 編入学後・進学後の学校への提出書類(※1)

	提出書類	対象者
①	「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科進学)」(給付様式7)	申込者全員
②	給付奨学金確認書(新給付 編入学/認定専攻科進学)(※2)	申込者全員
③	「通学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式35)(※3)	「自宅外通学」の者
④	自宅外通学の証明書類(※4)	
⑤	「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」(給付様式34)	外国籍かつ在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」又は「家族滞在」の者(※6)
⑥	次のうちいずれか1点 ・「在留カード」のコピー ・「特別永住者証明書」のコピー ・「住民票の写し」(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているもの 在留資格「家族滞在」の場合、上記の提出書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」(原本)(※5)	

(※1) マイナンバーの提出は必要ありません。

(※2) スカラネットによる新規申込者と異なり、給付奨学金確認書(新給付 編入学/認定専攻科進学)の提出が必要です。確認書は、給付奨学金継続願と共に学校に提出してください。「転出校において支給を受けていた給付奨学金の申込IDが不明の場合は、空欄としてください。

(※3) 「奨学生番号」「採用候補者決定通知登録番号」「進学届入力日」欄はいずれも記入不要です。

(※4) 自宅外通学を証明する書類としてどのようなものが必要であるかは、「通学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式35)裏面の要件確認チャートで確認してください。

(※5) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

(※6) 継続願に記入の誓約日時点で在留期間(満了日)が経過している場合でも継続願の提出はできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、継続願の承認は保留(一定期間経過後は不承認)となります。

※表面もご確認ください※

○振込口座について

「通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピーをここに貼り付け」

継続が承認されたときに、どの口座に奨学金が振り込まれるか確認できるように、**振込口座の通帳のコピー等、口座番号がわかる書類を貼り付け、保管しておくことをおすすめします。**
学校から指示があった場合は、この用紙の上に振込口座として登録する口座の口座番号がわかる書類を貼り付け、「給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学)」に記入する際は、確認しながら誤りのないよう記入してください。

★振込口座についての確認事項及び注意点

入力しようとしている口座が奨学金を受け取れる口座かどうか、**以下のチェックリストを使って確認してください。**

- ☐ あなた本人の預・貯金口座です（あなた以外の口座は使用できません）。
 - ☐ 銀行等の普通預金口座又はゆうちょ銀行の通常貯金口座です。（※1）
 - ☐ 「給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学)」を願い出る人(本人カナ氏名)と通帳の口座名義人（カナ）は完全に同一です。
 - ☐ 金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行以外の場合）、又は記号・番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいです。（※2）
 - ☐ この通帳は1年以内に記帳できました（休眠口座・解約済口座ではありません）。
 - ☐ 農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、インターネット専業銀行、コンビニ銀行等の口座ではありません。（※3）
- （※1）一部の信用組合は使用できません。
（※2）3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。
（※3）機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。

＜ゆうちょ銀行の例＞

- ・本人名義の通常貯金口座を使用します。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、「記号」及び「番号」を記入します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は記入しないでください。
例：100000-1-000000001
 (5桁) ↑ (最大8桁)
 記入しない
- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

「店名」、「店番」、
「口座番号」は使用しません

＜ゆうちょ銀行以外の金融機関の例＞

- ・本人名義の普通預金口座を使用します。
- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。
※類似した名称にはご注意ください。
例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など